

「(仮称)板橋区交通政策基本計画」の改定方針について

1 改定の背景・目的

区では、令和2年に策定した、現行の「板橋区交通政策基本計画」から5年以上が経過し、計画の見直し時期を迎えている。少子高齢化のほか、ポストコロナ社会における生活様式の変化、公共交通事業者の担い手不足に伴う路線バスの減便が生じるなど、区の公共交通を取り巻く社会情勢にさまざまな変化が生じている。

また、シェアモビリティの普及や AI デマンドタクシー、自動運転等といった技術の進展による新たな形態のモビリティ導入に関する施策を検討し、新たに計画へ反映させる必要がある。

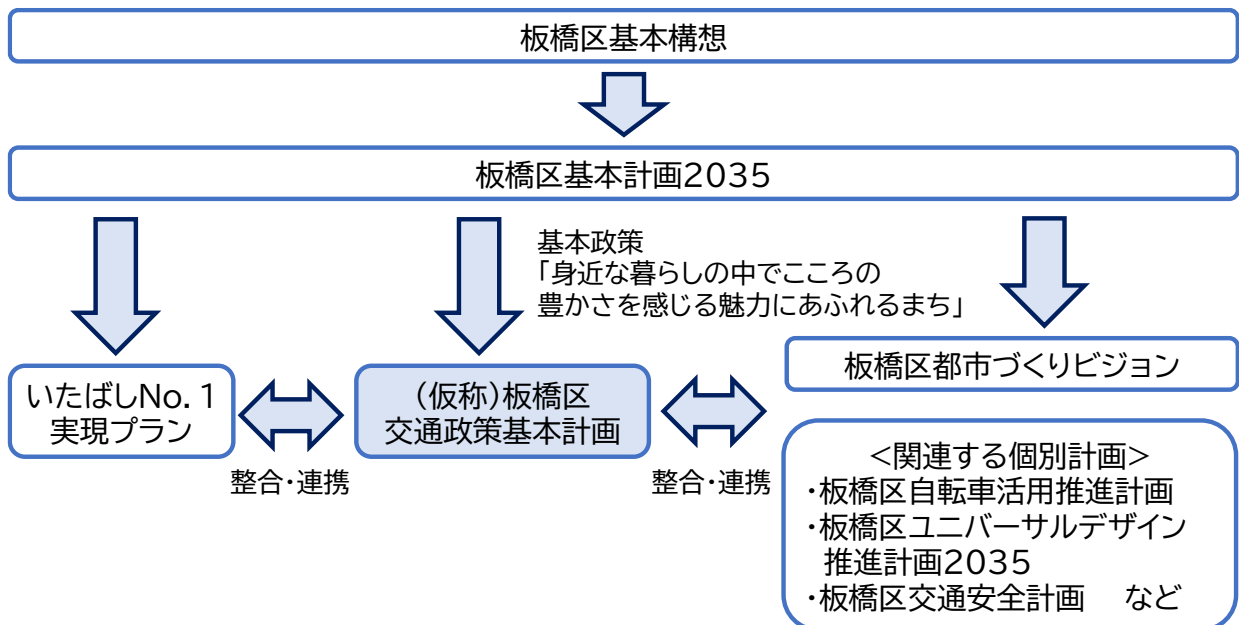
以上のことに加え、上位計画である「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画2035」が策定されたことを受け、現行の「板橋区交通政策基本計画」を改定することとする。

2 交通政策基本計画の位置づけ

(1) 位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」として、位置づける。

「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画2035」を踏まえ、区の関連する個別計画と整合・連携を図りながら、区の交通政策全般に関する方向性を定める計画とする。



(2) 計画期間

令和10年度から令和19年度までの10年間とする。

なお、計画改定にあたっては、概ね 20 年後の長期的な視点も見据えたものとする。

(3) 改定の基本的な考え方・方向性

- ① 少子高齢化のほか、ポストコロナ社会の移動需要の回復、新しい日常の定着による移動需要の変化、公共交通事業者の担い手不足に伴う路線バスの減便が生じるなど、社会情勢の変化に対応可能な交通政策を展開していく。
- ② シェアモビリティの普及や AI デマンドタクシー、自動運転等といった技術の進展による新たな形態のモビリティ導入に関する施策を展開していく。
- ③ 公共交通機関への利用転換及び利用促進などにより、環境に優しい地域公共交通の視点を持ち、施策の実施につなげていく。
- ④ 交通の円滑化及びソフト・ハードの両面から安全性向上に取り組むことで、誰もが安心・安全でかつ快適に移動できる交通環境が整う施策を展開していく。
- ⑤ 災害に強い基盤整備や歩行者や自転車のほか、多様なモビリティが安全に走行できる道路環境の整備など、誰もが安心・安全で快適に利用できる都市基盤が整備され、将来にわたって維持される施策を展開していく。
- ⑥ 道路整備において、安全な避難路の確保や市街地火災の延焼防止など、都市の強靱化などの視点を強化し、魅力的な歩行者空間の創出などの新たな道路整備の視点を基に施策の実施につなげていく。

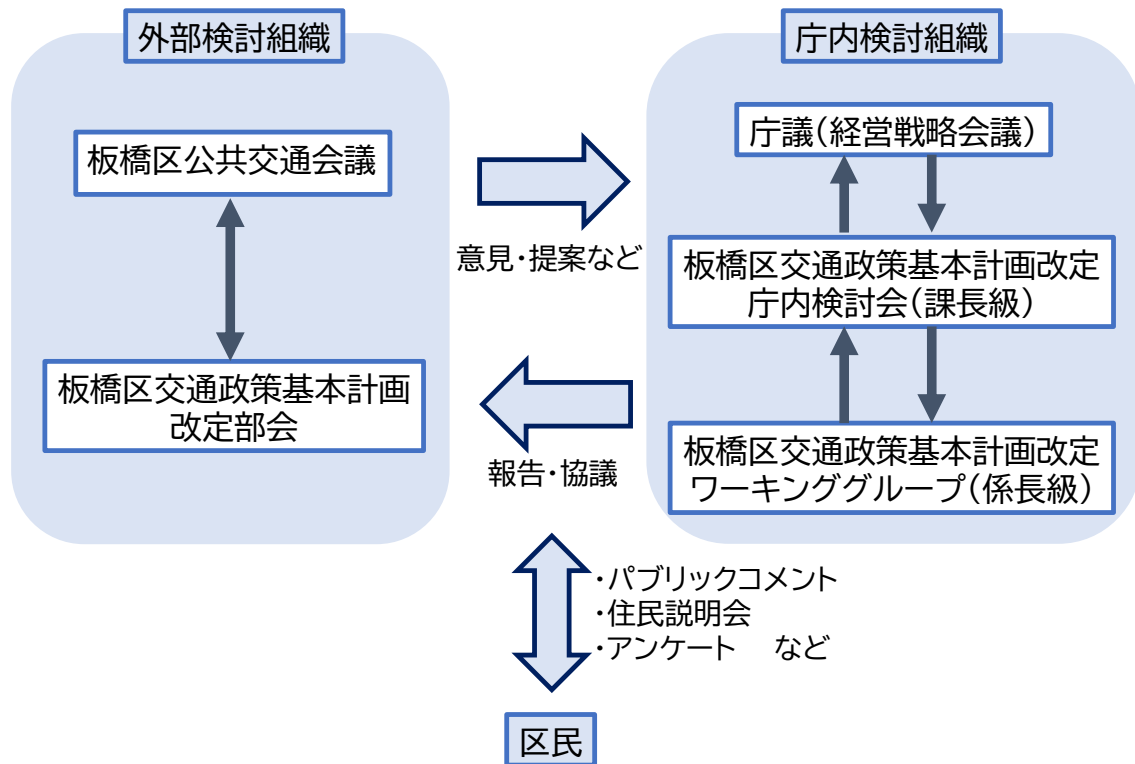
3 検討体制

(1) 庁内検討組織

組織横断的な課題の解消に取り組むため、係長級で構成するワーキンググループ、課長級で構成する庁内検討会を設置し、庁議において決定する。

(2) 外部検討組織

学識経験者、区民委員、交通関係事業者など35名以内で構成する「板橋区公共交通会議」の部会として、改定における分野ごとの具体的な施策に関して検討するため、板橋区公共交通会議の委員のうち会長が指名する委員で構成する「板橋区交通政策基本計画改定部会」を設置し、「板橋区公共交通会議」にて、計画全体を取りまとめていく。



4 今後の主なスケジュール(予定)

- ・令和8年8月 コミュニティバス利用実態調査
- ・令和8年11月 中間のまとめ(骨子案)
- ・令和9年1月～2月 パブリックコメント
- ・令和9年7月 素案
- ・令和9年7月～8月 住民説明会(3回程度)
- ・令和9年10月～11月 パブリックコメント
- ・令和10年2月 原案
- ・令和10年3月 計画改定・公表